

## 村山市資格取得支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への定住促進と安定した就労支援のため、求職者並びに就労者が就職や仕事に役立つ資格又は免許の取得に要する経費の一部に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「求職者」公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者をいう。
- (2)「就労者」給料又は収入を得るために現に働いている者をいう。

### (助成金交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者は、次の各項に該当する者とする。ただし、その他の補助金等（教育訓練給付金を除く）の交付を受けた者については、交付対象外とする。

- 2 求職者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 村山市内に住所を有する者で、今後も引き続き市内に居住する意思のある者
  - (2) 市税等に未納がない者
  - (3) 公共職業安定所に求職登録をした者
  - (4) 就労のために資格を取得しようとする者
- 3 就労者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者で、公務員を除く。
  - (1) 村山市内に住所を有する者
  - (2) 市税等に未納がない者

### (助成対象資格)

第4条 助成の対象となる資格は、教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する講座又は講座等の修了をもって取得する国家資格（別表に掲げるもの等）又は同等の資格であると市長が認めた資格（以下「資格等」という。）とする。

### (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、資格取得日から遡って1年以内に支払った経費に限る。

- (1) 資格取得に係る受講料（教材費も含む）
- (2) 資格等の受験料
- (3) 資格等の登録料

### (助成金の額等)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

- 2 前項の上限額は、求職者においては100,000円とし、就労者においては50,000円とする。
- 3 助成金の交付は、1人につき年度内1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、資格取得日から3ヶ月以内に、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 身分を証明できるものの写し(運転免許証等)
- (2) 受験等に要した経費を明らかにする領収書等
- (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
- (4) 求職者が申請する場合は、ハローワーク受付票の写し等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の助成金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上で30日以内に助成金交付の可否について決定し、申請者に対し助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに助成金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があれば認められるときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（対象となる資格等の例）

分類	資格や講座
輸送・機械運転 関係	大型自動車第一種・第二種免許、中型自動車第一種・第二種免許、大型特殊自動車免許、準中型自動車第一種免許、普通自動車第二種免許、けん引免許、移動式クレーン運転士免許、クレーン・デリック運転士免許、玉掛け、フォークリフト運転、高所作業車運転、小型移動式クレーン運転、床上操作式クレーン運転、車両系建設機械運転技能講習 など
社会福祉関係	同行援護従事者研修、介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、福祉用具専門相談員、介護福祉士(実務者養成研修含む)、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、ベビーシッター など